

2018年10月31日

■ ドバイ政府は金融規制を定めた DIFC 法を修正

九門 康之

<非金融機関も金融監査対象に>

ドバイ政府は、10月29日付で金融規制を定めた DIFC (Dubai International Financial Centre、ドバイ金融特区) 法を修正してドバイ通貨庁の権限を拡大し、DIFC に所在する非金融機関 (Designated Non-Financial Business or Professions: DNFBP) もドバイ通貨庁の認可・監査の対象とした。DNFBP には会計事務所、法律事務所、事務サービス提供会社、不動産会社、宝石商等が含まれる。

背景には、世界的な反マネーロンダリング、反テロの流れがある。中東においては社会の不安定化を図ろうとする過激派組織の資金集めを封じることには焦点があたっている。UAE 政府は、マネーロンダリング及びテロ組織への資金供給禁止活動のために UAE Financial Action Task Force (FATF) を組織して対応を進めている。

<対象拡大>

2014年以降、イラク・シリアを中心に過激派組織 ISIL が急拡大した。ISIL はイスラーム教徒に資金を提供するように呼びかけ、一部の富裕層がこれにこたえて私財を提供したと言われる。UAE 当局は、この種の資金の流れを抑制すべく、銀行や両替商等の金融機関に対しては管理と監督を実施してきたが、非金融機関やチャリティー団体に対する管理制度は無かった。そのため、資金が銀行の送金ルートではなく、非金融機関やチャリティー団体を通じて過激派組織に渡るといった事態が発生した。

中東各国政府は、過激派組織が拡大することにより自国民が巻き込まれることを防ぐため、不正な資金の流れを把握して管理することに力を入れてきた。ドバイ政府の動きはこの種の資金の流れを監視するためのものである。

<金融システムの地域性>

当局が規制の対象を拡大しようとする背景には、中東特有の送金手段の存在がある。銀行を介さない「ハワラ」と呼ばれる取引手法である。ハワラはアラビア語で「移動」を意味し、中世から中東地域の商人の間で用いられてきた送金手段である。具体的には、商人「A」が発行した為替手形を、送金先の商人「B」が支払うというもので、双方の商人の信頼関係に依拠した取引である。現在でも公式ではないが一部の送金に利用されている。この取引は、資金力、人的ネットワークと信用があればだれでも実施できるため、金融機関だけを対象とした規制では把握できない。ドバイ政府が、上記のように非金融機関等に規

制対象を広げた目的は、この種の取引を管理することにある。

<金融規制の方向性>

UAE の金融当局は、管理・監督の対応が後追い気味である。新しいビジネス機会を求めて、ビットコイン等仮想通貨を取り扱う業者が既に活動を始めており、クラウドファンディングを利用した資金集めも行われている。しかしながら、制度として仮想通貨およびその取引は禁止されているにもかかわらず、実効性が伴った管理がなされていない。現状、UAE 中央銀行は「仮想通貨に対する取引規制の導入を検討する」旨をコメントする等、管理・対応の必要性を認識しているが、具体的な対応には至っていない。

今後は、上記の非金融機関への規制導入に見られるように、仮想通貨に関してもルールが導入され、管理の枠組みが策定されていくものと思われる。なお、今年 9 月にドバイ金融庁は、日本の金融庁と「フィンテック推進協力」にかかわる書簡を交換して意見交換を開始している。

(以上)